

青森県報

第九十一号

令和元年
十二月二日
(月曜日)

目次

規、則

○青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…(障害福祉課) …一

告 示

○保安林皆伐許容面積の限度…(林政課) …一

○漁船保険付保義務の発生…(水産振興課) …四

○道路の区域の変更…(道路課) …四

○道路の供用の開始…(同) …五

公 告

○建設業者の許可の取消し…(東青地域
県民局) …五

○右 同…(同) …五

監査委員

○監査結果に対する措置の公表…(事務局) …六

規 則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七号様式中

氏 名	本	籍
	姓	
氏 名	姓	籍
を		

第八号様式中「あふ」を「あ」に

氏 名	姓
	名
に改める。	

本 籍	姓	名
	姓	
本 籍	姓	名
を		

本 籍	姓	名
	姓	
本 籍	姓	名
に改める。		

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百六十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和元年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在
土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林	保安林種
一五六・七二	一三八・八二	八七九・一五	三六四・四九	五五七・三七	一四一・二八	八六四・三六	一、一二六・二六	七二九・九四	一、〇一〇・一一	四〇五・六二	三九七・六八	一、〇〇五・四六	四七四・八一	一、三五六・〇七	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流
〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	七九・三六	八五・九〇	〇・六二	一〇〇・二八	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一九・〇六	八四・一七	四二・〇六	一〇・七〇	二八四・四八

南部地区	〃	九三・六四
津軽地区	保健保安林	一五九・一四
三戸郡南部町	〃	八・六二
三戸郡三戸町	〃	九・三二
三戸郡階上町	〃	二・二八
八戸市	〃	一・〇〇
三沢市	〃	三・二四
十和田市	〃	一・五二

青森県告示第四百六十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間
県 道			水喰上北町 停車場線	上北郡東北町字日影林ノ上山八七三の一四から 上北郡東北町字乙越一三四の一まで

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越三二三の二 官本 宏	外ヶ浜
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三三の四 飯田 信良	
東津軽郡外ヶ浜町字平館今津才の神七一の一五 廣海 幸光	

青森県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年一月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	五・九〇メートルから 二九・一〇メートルまで	一、八九四・〇〇メートル	
前	一四・〇〇メートルから 五九・〇〇メートルまで	二、一四八・七二メートル	
後	二九・一〇メートルから 五九・九〇メートルまで	一、八九四・〇〇メートル	
後	一四・〇〇メートルから 八一・四〇メートルまで	二、一四八・七二メートル	

青森県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年一月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道水喰上北町 停車場線	上北郡東北町字日影林ノ上山八七三の一四から	令和元・三・三
	上北郡東北町字日影林ノ上山八五七の四まで	
	上北郡東北町字和山平二二の一から	
	上北郡東北町字往来ノ下三〇の一まで	
	上北郡東北町字往来ノ下三五の二から	
	上北郡東北町字乙越一三四の一まで	
	上北郡東北町字乙越三の一から	
	上北郡東北町字鳥口平一の二一まで	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

上北郡東北町字乙越三の一から		前	一〇・二〇メートルから	一六五・四〇メートル
上北郡東北町字鳥口平一の二一まで		後	一四・一〇メートルから 七三・五〇メートルまで	一六五・四〇メートル

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アサヒケン
- 二 代表者の氏名 篠崎由雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字岡部七六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三六）第六六七一号
- 五 取消年月日 令和元年十月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 グリーン開発機工株式会社
- 二 代表者の氏名 森山義弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市新田三丁目一一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇八五一号

青森県立中央病院	支払手続が適正でないものがある。	支払に係る関係規程等を職員に改めて周知徹底する。また、内部審査体制を強化し、再発防止に努める。
青森県立つくしが丘病院	過年度医業未収金の解消に努めること。医業費用において、支払手続が遅延しているものがある。	支払に係る関係規程等を職員に改めて周知徹底する。また、内部審査体制を強化し、再発防止に努める。
職員福利課	法令等を遵守し、図内統制制の確立を必要とする。	職員に對し、財務事務研修の受講を奨励し、関係規程の周知徹底を図る。また、自己点検及び管理監督制を強化する。
下北教育事務所	歳入の調定及び年度区分が適正でないものがある。	歳入の調定及び年度区分の他、認認の措置を事後に内部チェック体制を強化し、再発防止に努める。
報償費及び旅費において、支払手続が	支払状況確認表や事業の年間計画表を作成することにより、	支払に係る関係規程等を職員に改めて周知徹底する。また、内部審査体制を強化し、再発防止に努める。

青森県警察本部	収入未済の解消に努めること。	支払事務や事業内容の情報共有を徹底し、管理監督体制の強化に努める。
青森県むつ警察署	雑入において、調定額が誤っているものがある。	自主納付押えの縮減や放置処分による収入の滞りに努めることとする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目
青森

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

（定価）
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭